

食品衛生責任者指定講習会のお知らせ

横浜市では、条例※等で

・すべての食品関係営業施設(給食施設等は準用)において**食品衛生責任者を設置**すること

・営業者は食品衛生責任者に公衆衛生に関する**講習会を受講**させ、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めさせること

と規定されています。

※ 条例:「横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例」

未受講の方は、はやめに受講しましょう

お近くの会場はこちら

公共交通機関をご利用ください。

西 区

西公会堂 (西区岡野1-6-41)

2月26日(火) 14時～

3月 7日(木) 14時～

3月 8日(金) 14時～

3月18日(月) 14時～

相鉄線 横浜駅

西口 徒歩10分

受講料 :1,500円(テキスト代)

持ち物 :責任者証、筆記用具

瀬谷区

電話:362-1588

瀬谷公会堂

2月 8日14時

2月26日14時

旭区

電話:382-8030

旭公会堂

2月22日14時

3月20日14時

保土ヶ谷区

電話:333-9686

保土ヶ谷公会堂

2月26日14時

3月 1日14時

相鉄線

三ツ境

二俣川

鶴ヶ峰

星川

泉区

電話:802-6687

泉区テアトルフォンテ

1月18日14時

2月18日14時

泉公会堂 会議室

3月14日14時

いずみ中央

どの区でも受講できます！

お問い合わせ：

西区食品衛生協会 (316-4301)

西区生活衛生課 (320-8442)

または開催区の食品衛生協会へ